○電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法

令和６年１０月１０日組合・監査委員・代表監査委員・公平委員会・議会訓令第１号

電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法

１　録音テープ、録音ディスクその他音声が記録された電磁的記録に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

(1)　電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

(2)　録音ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

２　ビデオテープ、ビデオディスクその他映像が記録された電磁的記録（写真等を表示する画像データを含む。）に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

(1)　電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあっては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）

(2)　光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの（写真等を表示する画像データにあっては、用紙に出力したものを含む。）の交付

３　前２項に定める電磁的記録に該当しない電磁的記録に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

(1)　用紙に出力したものの閲覧又は交付

(2)　光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

(3)　その他当該電磁的記録に応じて適切な方法